

漢六朝期の大地所有制研究をめぐって

渡邊信一郎

周知の如く、中國史を世界史の一環として法則的に把握せんとする試みは、戦後東洋史學の主要な課題の一つであった。それは、古代史にあつては、一九六〇年にあい前後して公刊された西嶋・増淵氏の著書によって一應の成果を得たと言える。しかし、この一九六〇年前後を境に、中國史の世界史的把握という鋭意な問題意識は後方に退き、問題の個別的研究が進行する。これが、中國史學の今日の狀況である。こうした研究の個別的深化に伴う研究の細分化・問題意識の分散は、各研究分野における論争の不毛となつて端的に表われている。このような中國史學における今日の狀況が、單に我々の學問研究という次元にのみとどまるものではなく、また研究者をとりまく現實にも端を發していることは、本誌三一巻四號において大澤正昭氏がすでに指摘したところである。^①ここ數年に盛行する學說整理乃至諸説の再検討は、こうした現状を開閉し共通の課題を見いださんとする一種の模索であると言えよう。小稿もこうした模索の一端に他ならない。

一

ところで、戦後における中國史の世界史的把握という試みは、さしあつて前近代に限つて言えば、世界史的範疇としての奴隸制・封建制諸社會の發展が、中國史の中にも見いだし得ることを、その普遍性と特殊性との統一の内に論證し、帝國主義的侵略のイデオロギーの支柱としてのアジア的停滯論に對する科學的反撃の一斑を提示しようとするものであつた。しかし、その研究の具體的な内容を見てみると、そこには、問題意識とそれに對する一定の成果をあげつつも、すでに伊藤正彦氏によって指摘されたように一つの問題が含まれていた。すなわち、こうした一連の研究を主として擔つてきた「歷研派」の人々の研究においては、「古代」は秦漢帝國の構造的把握―國家論研究が、「中世」は地主―佃戸制いわばウクライナ論を機軸とする「封建制」研究が、その主軸であつた。つまり、六〇年代當初より「古代」「中世」史研究における問題意識の重心乃至アプローチの仕方が、唐宋變革期を境として分斷狀況にあり、中國前近代史の統一的把握を困難にするという缺陷をもつていたのである。そして、この分斷狀況が、六〇年以後の研究の個別化に伴ない益々深化してきたことは言うまでもない。

ところで、一方こうした狀況を背景に、宋代以後の研究においては、從來より積みかさねられてきた地主―佃戸制・農民運動等の諸研究をもとに、明清期における地主國家論を始めとして、國家論的視角からの研究の必要性がさげばれており、そうした研究も現われはじめている。にもかかわらず、秦漢隋唐期に眼を向けるならば、そこでは、かつて増淵龍夫氏によって發展の契機の見いだせぬ

きさしならぬ構造論」と批判された西嶋定生氏の『中國古代帝國の形成と構造』における、ウクライド論を後方にすえた國家論の見解が、なおそのまま受けいられている（西嶋氏の所論及びその問題点については、他に多くの人々の指摘があるのでここでは贅言しない）。西嶋氏の研究は、その後の均田制・良賤制研究によって補強されてはいるものの、増淵氏の指摘に對しては、なおそれを脱却しきれていないのが現實である。この「ぬきさしならぬ構造論」を脱却し、より豊かな國家論的把握を進め、唐宋變革期を境に分斷狀況にある前近代史の統一的理解を一步進めるためには、その基礎的研究としてのウクライド論からの再検討が先ず必要とならう。

ところで、先の西嶋氏とは別の視角から中國史の統一的把握を目指す重要な問題提起がここにある。我々は、具體的な土地所有關係の諸研究を検討する前に、この谷川・川勝兩氏を中心とする中國中國史研究會の方法論を検討しておこう。

氏らは、先ず貴族制社會におけるその支配權力が必ずしも土地所有にのみ由來するものではないとし、その權力の本源を自由民（小農民）の支持 $\parallel$ 郷論に求める。ついでこのような貴族（豪族）を主體とし、それと小農民層との間の秩序關係を豪族共同體として指定する。この豪族共同體こそが、中國中世を形成・發展に導く主體的要因である。この共同體は、秦漢古代帝國における里共同體内部の矛盾 $\parallel$ 階級分化と、共同體原理 $\parallel$ 小經營への回歸との激しい衝突を超越するものとして再編されたものである。このように、氏らの方法は、中國史の發展を共同體内における階級分化と共同體原理をテコとする共同體の再生産過程、つまり共同體の自己發展に見いだそうとするものである。

こうした視角は、豪族をも含めた貴族を中國中世を通じての主體として位置づける「京都學派」の方向をより深化・自覺化したものであり、またそれは、戦後濱口重國氏等によって注目されはじめた小農民層の動向を考察の對象として積極的にとりこむことにより、中世貴族社會論を補強せんとするものであった。

さて、氏らは、郷論の母體としての共同體を核として設け、一方で郷論の重層的環節構造によって貴族制社會が形成されるという國家論的把握を行ないつつ、他方で共同體内の小農民層の階級分化 $\downarrow$ 小經營回復運動という「發展」のモメントを用意する。すなわち氏らは、共同體というよりミクロな構造論的視角と「發展」的契機との導入によって、當該社會をよりダイナミックにとらえようとしているのである。しかし、ここでは、階級分化の主體としての豪族自身の土地所有の在り方・經營の構造や、階級分化の基礎としての當該社會の生産力規定は等閑視されている。それ故、共同體の再編過程は、階級分化 $\downarrow$ 小經營の回復 $\downarrow$ 階級分化……と、一種の循環論に陥らざるを得ない。つまり、共同體 $\parallel$ 枠を規定する生産力概念・ウクライド論の缺如によって、中國史を共同體をテコとしつつ展開するものとして見ることはできても、發展するものとして見ることはできなくなるという危惧を抱かせるのである。

このような危惧を克服し、氏らの問題提起を踏まえて、漢六朝期の社會構造をより豊かに把握するためには、大土地所有が必ずしも當該社會を直接規定するものではないにしろ、そこで指摘された階層分化の基底要因である豪族の土地所有・經營形態の把握と、その當該社會における位置づけは、我々にとってかかせない基礎的作業である。かくして我々は、大土地所有制研究へと眼を向けねばなら

ない。

二

重心を戦後に置いて考えてみよう。ただし戦前に研究がなかったのではない。加藤繁・志田不動齋・宇都宮清吉氏等の研究があった。そこには、個々の差異はあるものの、漢代以来の大土地所有の發展、直接耕作農民の三型態（自作・小作・奴隸）の存在が、共通の認識としてあった。ところが、この農民の三型態は相互に並列されたままで、その連関については注意されなかった。それ故、大土地所有の性格は、その中のどれが數的に優位であるかという量的な點を指標に規定されたのである。おおよっぱに言つて、戦前の研究は、以上のような傾向を有していたと言える。

戦後における出發點は、やはり前田直典氏の「東アジアに於ける古代の終末」であらう。氏は、この中で、中國史の世界史的把握という立場から、内藤湖南氏を始めとする「京都學派」の學說を検討批判し、加藤繁・仁井田陞氏等の見解に従つて、秦漢隋唐期に於ける小作制に對する奴隸制の優位、小作農の半奴隸的地位を確認し、當該段階を奴隸制社會として規定された。前田氏の論考は、奴隸・小作の多寡を主要な指標としている點、戦前の研究に對して何らの方法的深化をもたらさなかつた。むしろ、中國史の世界史的把握という問題提起によつて、繼續する諸研究に多大の影響を與えたところに眞の意義が存したと言えよう。

さて、戦前より前田氏に至る諸研究に見いだされた大土地所有の性格規定における單純化に對し、一つの方法的轉換を迫つたのは、西嶋定生氏の一連の研究（以後前論と呼ぶ）、とりわけ「古代國家

の權力構造」である。氏は先の前田論文に影響を受けつつも、前田論文では方法的に具體化されなかつた奴隸制說に對し、小作制と奴隸制との構造的連關を考察の中核的對象として、中國に於ける奴隸制の特殊な表われ方と、そこに貫かれていべき普遍的歴史法則を究明されんとしたのである。

西嶋氏は、先ず、秦漢より唐末に至る「古代」社會の基本的性格の結節點として、豪族を位置づけられる。ついでウクライド論に入り、豪族の土地所有形態を家内奴隸を内部にもつ家父長的土地所有と規定する。更に、小作制との關連に於いて豪族の土地所有の構造を吟味し、小作は、生産力の不均等發展によつて家内奴隸の外延に構成されるものであり、勞働奴隸制にまで自己を貫徹しえない狀況下に、勞働奴隸制に代るものとして現われたものと規定される。そして、この小作制と奴隸制との結合によつて、特殊な奴隸制形態が出現したのである、と説明されたのである。次いで、國家論に入り、國家も豪族同様家父長的家内奴隸所有者であり、豪族が小作民を支配したように、小作民的に位置づけられた小農民を支配するものと考えられた。つまり、豪族・國家を同一次元においてとらえられたのである。

西嶋氏の一連の研究は、後に多くの人々によつて、或は實證的に、或は方法的に批判され、西嶋氏自身も、後にこのような見解を撤回し、皇帝と小農民とを基本的生産關係とした先述の研究（西嶋後論と呼ぶ）に向われる。そしてそこでは、前論で明確に位置づけられていた豪族は、皇帝―小農民關係の一規制者として働かざるものの、そこからは疎外されたものとして輕視されてしまったのである。

ところで、ここで注意しなければならないのは、次のことである。すなわち、たとえ西嶋前論が、その實證性・方法論に於いて多くの不備を含んでいたとしても、果して氏の措定されたウクラード論における方法をその全體とともに葬り去る必要があったのか、ということである。西嶋前論にあつては、豪族の大土地所有を、その外延に存在する共同体農民との関連の中で規定しようとする、それ故に、奴隸制・小作制をその相互の關りの中で構造的にとらえようとする視角が存在した。それは、確かに先行する研究史に見られた大土地所有の一面的理解を克服するための重要な問題提起であつた。にもかかわらず、西嶋氏の提起したこのウクラード論における方法的視角は、その全體とともに暗に放置されてしまつたのである。そして、研究の方向は、むしろ實證的手法によって深化されるようになる。宇都宮清吉氏の「僮約研究」である。

宇都宮氏によれば、豪族の經營は、(一)奴隸によるもの、(二)小作制(上家下戸制)によるもの、(三)教師に對する弟子の獻身的勞働に分類することができ、上家下戸制が、その資本面において奴隸制經營に比してより適合的の必然的であり、また數的にも壓倒的であつた。そして、奴隸もまたこの上家下戸制から析出される副次的產物であつた。かくして氏は、この上家下戸制を機軸として、豪族層が小農民をその經營にくりこみつつ、小農を基礎とする漢帝國を崩壊させ、古代帝國を變質に導いていったのである、と解される。

ここでは、極めて精緻な論證によつて、上家下戸制を機軸に、奴隸の析出及び小農民層の分解が有機的に説明されている。しかしながら、その大土地所有の性格規定は、依然として量の多寡・資本の有利性如何という指標、換言すれば上家下戸制の二次的諸條件によ

つて規定されている。また、せっかく經營という視角がうちだされながら、奴隸・小作經營が二者擇一的に並置されるだけで、經營内部における諸勞働形態の構造的把握はなされていない。従つて、ここでは、戦前の諸研究に見られた單純化を、その精緻な實證によつて一面で克服しつつも、なお脱却しきれていないと言える。

このような宇都宮氏の論考・先の西嶋前論を主對象に、その批判として書かれたのが、濱口重國氏の「中國史上の古代社會問題に關する覺書」である。氏は、漢代を通じて上家下戸制の進展したことは實意を表わされる。しかし、その小作制の位置如何について批判され、それらの奴隸・小作よりもなお當該社會に數多く存在し、西嶋・宇都宮兩氏によつて比較的輕視された自立小農民層の動向への注意をうながされた。この指摘はきわめて重大であり、西嶋後論をはじめ後の諸研究にも大きな影響を與えた。しかし、なお當時の歴史的性格を、その量の多寡によつてとらえようとされ、小作・奴隸・小農民を相互規定的・統一的にとらえようとされない點、そのウクラード論においては、なお西嶋前論を正しく批判したものと云えないだろう。

かくして、戦前から濱口氏に至るまでの研究の動向をふり返つて見れば、そこに、個々にではあるが西嶋・宇都宮兩氏によつてなされた、繼承すべき一つの方法視角を見出すことができる。一は、西嶋氏による大土地所有における諸生産關係の相互規定的把握という視角である。しかし、それは、氏の場合、生産關係という言葉は縦の關係にのみ即して行なわれ、豪族がこれら生産關係の具體的表現形態としての諸勞働を組織・統一してゆく場の設定が不明確であつたため、充分な成果が得られなかつた。今一つは、宇都宮氏によ

つてとられた土地經營の視角からの研究である。これもしかし、先述の如く當時の學界がそうであつたように、西嶋氏の問題提起を充分に踏まえていなかったために、經營(場)の視角をうちだしながら、個々の勞働形態にのみ即した經營の並列的理解に終つてしまつた。我々が今、兩氏の視角を具體的に一歩進めるとするならば、それは經營の視角からの自覺的な研究であらう。これについての考察は後にふれることにして、我々は、今少しその後の研究史をふり返ることにしよう。

さて、西嶋氏を始めとして一九五〇年代に見られた中國史の世界史的把握という鋭意な問題意識は、六〇年の安保闘争を経過するとともに背景に後退してゆき、問題の個別的實證が進行するようになる。こうした中で注意に價するのは、多田狷介氏の「後漢豪族の農業經營——假作・傭作・奴隸勞働——」である。

多田氏は、先ず、豪族の土地所有内部における耕作形態から考察をはじめ、傭作・假作・奴隸耕作の實態を検討される。次いで、これを郷里社會との關係の中に、その歴史的性格の規定を試みられる。氏は、そこで、傭作を以て假作制を基礎とする大土地經營の勞働力を補完するものであり、小農民經營の不安定さと大土地所有・經營の發展とから析出される、當時の社會に一時的な現象であつたと解される。また、奴隸制を小農民ウクライドと、それを基礎とする豪族經營との結びつきの過程からでてくる副次的產物としてとらえられた。更に、當時の豪族經營は、小農民ウクライドを前提とする假作制をその基礎としている點で、里ないし郷を基盤とするものであり、決して小農民と皇帝という基本的階級關係から疎外された存在ではないとされる。そして全體として、後漢時代を、豪族の大

土地經營の中へ小農が包攝されてゆく過程を示す、過渡的時期であると規定されるのである。

多田氏の研究は、豪族經營を中核に、それを外延に存在する小農民(郷里社會)に關連づけて考察される點、自覺的にはないが五〇年代の研究方向を深化させるものであつた。とともに、秦漢史の研究でようやく注意されだした傭作形態を積極的に考察對象としてとりくむ等、大土地所有制研究をより具體化するものであつたと言える。

しかし、そこに見えるキー・ワードとしての小農民ウクライドについてはほとんど説明がなく、今後検討すべき課題の一つとして残されている。また、傭作の問題にしても、その析出原因にあげられた大土地所有の展開は、他に唐末・明末清初にも見ることができ、他方小農民經營の不安定という規定も、その屬性であつて決して時代的なものではない。従つて、多田氏の説明だけでは、傭作の後漢における盛行を歴史的に説明したことにならないだろう。また、當時の豪族を以て里乃至郷程度のものとする規定についても、上田早苗氏の指摘にあるように、當時の豪族には二つのタイプがあり、多田氏の説かれた豪族の他に、里や城邑を離れた、それ故に里の規制——國家の規制から相對的に自由な郊外に本據を置く新型豪族が、後漢以後廣汎に出現してくる。彼らは、決して里や郷に包攝された存在ではなかつた。更に、多田氏の研究では、小作・傭作・奴隸の勞働形態が、なお小農民層と大土地所有との個々の相互規定の下に考察されるだけで、この三形態が豪族の土地所有・經營の下にどのような有機的に組織構成されていたか、については言及されていない。つまり、氏の所論では生産關係が主對象とされ、豪族の經營という内

なる視角はなお充分に活かされていないのである。多田氏をも含めて戦後の主要な大土地所有制研究にあつては、主としてその外部にあった小農民との關係において、豪族の土地所有の發展が問題とされてきた。したがつて、豪族の土地所有内部におけるそれ自身としての發展の契機は無視されてきた。もし、我々が何らかの形でこの豪族の土地所有を唐中期以後の地主・佃戸制の原質であると認めるならば、豪族の土地所有の形成・發展・消滅→地主制の形成を説明するためには、今までのような、均田制崩壊→小農民分解→地主制といった一面的・外的視角のみならず、その内的發展・契機の説明を必要とするであらう。そのためには、豪族の土地所有の核としての經營が具體的に明らかにされねばならない。

このような豪族の大土地所有における經營を研究してゆくための具體的な視角をどこに求めるかについては後述することにして、さしあためて我々は、最近發表された二研究について検討しておく。一は、宮崎市定氏の「部曲制から佃戸制へ（上・下）——唐宋間社會變革の一面——」である。ここでは、小論に關係する（上）の部分について検討してみよう。

宮崎氏は、先ず中世の不自由民を奴婢と部曲とに分類し、奴婢は本來家内奴婢であつて生産勞働に適さないとされる。ついで、部曲をもつて主家に隸屬する永續性のある勞働力であつたと想定される。そこで具體的な論證に移り、部曲形成のコースを考察される。

それは、主として（一）良民の流亡による客（部曲）化のコース、（二）奴婢（的勞働）から部曲への上昇コースである。かくして、この部曲→莊園勞働者は、南朝で成立し、北周を経て唐に傳つたのであるとされる。このような部曲階層の形成を述べた後、宮崎氏は、部曲

の勞働形態の考察に向かわれる。先ず、唐代の法制上における部曲と官戸との身分的相似性に注目され、比較的資料の多く残っている官戸の勞働形態を考究し、そこから部曲の莊園内における勞働形態を類推される。それによると、部曲は、年間の半分乃至三分の二を莊園主の直屬地において無償勞働に服し、他は自己の借地において耕作するものであつた。ここではそれ故、部曲は、西洋史上の古典莊園における農奴と相似するのである。

宮崎氏の研究の主眼の一は、仁井田陞氏が法制史的手法によって靜態的に規定された、部曲→奴隸説の批判にある。氏は、部曲を家族を有し、ある程度の所有權をもつなど、單に奴婢とのみならず得ないものであつたと説かれる。これは、基本的に支持し得る見解であると言える。しかし、當時の小作者→客→部曲→農奴と無媒介に規定される見解については、南北朝期の部曲についての濱口重國氏の所説などから考えて、多少無理があるように思われる。また、氏は部曲の形成にのみ視點を置かれたが、六朝期にはなお多くの編戸小農民が存在したし、多田氏の研究にも窺えるように、豪族の所有地における耕作者は奴婢・小作・傭作であり、その土地所有は、農奴制だけでは規定し得ない複雑さをもっている。従つて、こうした諸勞働形態をも包攝し得る説明がなければ、少なくとも現在の研究段階においては説得的とは言えない。ともあれ、（上・下）の研究を通じて、漢から南宋までを統一のとらえようとする氏の立場は、前近代史の統一的把握という面において、基本的に繼承すべきものであらう。

最後に、西村元佑氏は、「漢代王・侯の私田經營と大土地所有の構造——秦漢帝國の人民支配形態に關連して——」において、前述の宇

都宮氏の見解に補正を加えられた。氏は、宇都宮氏の見解を基本的にはとしつつも、宇都宮氏が小作制の奴隸制に對する優勢を説かれる時、その指標が量の多寡及び利益の在り方にあるのに反論を加え、當時の國家體制の在り方から大土地所有の基本的性格を規定される。そして、主として漢代王侯の土地所有を手がかりに、漢代の大地所有の開發的・基礎的段階における私的勞働力としての奴隸のもつ比重の大きさを論證された。

氏の研究は、大土地所有における基礎的勞働力としての奴隸の位置を明確にした點、及び國家體制と土地所有の連關を問題にされた點で注目に價する。ただ、奴隸勞働のもつ大きな比重から、ただちにそれのみをとりだして土地所有内部の生産關係を奴隸制として規定されたことには疑問が残る。ここでは第一に、當時の奴隸そのものの歴史的資格が無視されており、第二に、それが小作や傭作とどのように組織されているかを考察することなしに、ただちに國家體制との關係から規定されているからである。つまり、氏の方法視角には、下部構造としての土地所有をそれ自身の内部における諸勞働形態間の相互關係を踏まえた上で規定しつつ、そこから國家體制を問題にするのではなく、奴隸という一つの勞働形態をただちに國家體制の在り方から規制するという、一種の短絡現象が見られるのである。ともあれ、ここでも生産關係からの把握が主たる考察對象とされ、經營からの研究は何ら深化されていまいと言えよう。

さて、以上の諸説を通觀してみるなら、我々は、現在次のような認識下にあると言える。すなわち、漢六朝期には、豪族層を主體とする大土地所有の展開が見られたこと。その所有地に關係した勞働の諸形態として、奴隸・小作・傭作が見られること。そして、これ

ら大土地所有下における諸勞働力の供給源として、その外部に小農民層が存在し、複雑な鄉村を形成していたことである。ところで、この大土地所有を中心とする漢六朝期の鄉村のあり方をどのようなものとして把握するかについては、一定した見解がない。それは、方法視角の曖昧さ、不一致にも起因している。では、我々が前に見てきた諸成果を承けて新たな動向を作つてゆくためには、どのような問題點及び視角を設定すべきであろうか。

三

我々が今後深化すべき問題としては、次の方向が考えられる。すなわち、前述したような戰前期における生産關係の單純化から生産關係の相互規定的理解へ、更に經營からの研究の萌芽へ、という研究史をより深化させること、つまり、經營からの視角をより自覺的に深めることである。では、具體的にどのような視角を設定すべきであろうか。

我々は、今、前近代史の統一的理解という立場に立つて、宋代以後の研究が我々に提起していると思われる問題點に、先ず着目してみよう。ここでは、明清期における小山正明氏及び宋代における丹喬二氏の論考を手掛りとしよう。具體的な所説の紹介及びその段階規定如何については他に譲るとして、そこに見える方法上並びに實證上の共通點をとりだしてみると、次のようになる。すなわち、ここでは、地主の土地所有が手作地（直營地）と佃作地（間接經營地）とに分類され、手作地を中核として兩者を連關づけて論證が進められていること、及び地主の經營（手作地）内部からの小經營の形成、自立が説かれていることである。小經營の形成・自立に關し

て、小山氏にあっては手作地からの佃戸の自立として説かれ、丹氏にあっては手作地下における小經營（佃僕）の存在として表現されている。かくして、宋代以後の地主經營地下における小經營の自立過程について見れば、宋代における經營の分化状況から明清期における經營地の分離乃至解體という一定の見通しが得られる。

こうした宋代以後の研究から遡つて、六朝隋唐期の土地所有制研究に要請される問題點は、次の二點であろう。第一は、六朝期豪族の土地所有・經營の實態の究明である。それは、先ず奴隸・傭作・小作等の勞働諸形態の具體的な検討を通じて、手作地・小作貸出地の存在状態を明らかにすることから始められねばならない。次いで、豪族經營内部における生産過程の考察を通じて、その經營下における諸勞働力編成のあり方、ひいては、豪族經營がそもそも本來的な意味において大經營と言いうるものであったのか否か、が問われねばならないだろう。それらは、當該段階における農法・農耕技術の發展段階によって規定されるものである。しかし、從來の諸研究においては、こうした農法・農耕技術研究における在來の蓄積が無視されており、それを背景にした豪族經營内部の生産過程を具體的に描きだせなかった。それ故、農法・農耕の技術的段階、生産過程の在り方に表現される豪族經營の生産力水準を規定しえず、前述したような、それらを無視した個々の生産關係にのみ偏する研究がなされてきたと言える。我々は、かくして生産（經營）様式からの研究に眼を向けねばならない。このような、豪族經營の生産力水準を測定することによって、我々は、始めて豪族經營の內的發展の契機、及び宋代・明清期とは違った生産力段階における六朝期の土地所有形態を究明し得るし、更に、その外延に存在した小農民層に對

する彼らの先進性と、それに基づいてなされるその小農民層の分解・自己の土地所有下への吸収という外的發展の機構をも明らかにし得るのではないか。

第二は、豪族の土地所有・經營が、宋代以降への見通しを含めて、どのような位置と指向とを有していたかである。前述の宋代・明清期の研究から考えれば、地主經營地下の小經營は、少なくとも唐あるいはそれ以前において形成されてくるはずのものである。

ここで、六朝隋唐期における豪族の土地所有を宋代以降の地主制の何らかの原質であるとする筆者の立場から考えれば、それは、當然豪族經營内部においても形成されるべきものである（私は、現在のところ、唐代に法制上部曲身分として規定された實態としての農民層は、なお充分の検討を必要とはするものの、そのような形成されつつある小經營の一部ではないかと考える）。とすると、六朝隋唐期の豪族經營は、宋代以降の地主制に見られるように、やがては小經營にとつかわられるべきものとして、その經營形態上における古さをもったものとして現われざるを得ない。ところで、一方豪族經營は、從來の研究によれば、漢代に典型として存在したと言われる小農民經營よりは先進性をもつものとして、後漢以後隋唐を通じて、外延の小農民層を分解・吸収しつつ發展してきた。このように見てくると、豪族經營・土地所有は、その中に新らしさと古さという矛盾した性質をもつ、論理的にはあり得ない存在とならざるを得ない。そこで、先ず問われるべき問題は、このように一方では外延の小農民を分解・吸収しつつ、他方で隋唐期の部曲に窺えるような「小經營」を形成しつつあるという論理的矛盾をもった豪族經營が、歴史的にどのように存在し得たのか、である。そのためには、

豪族經營下における小經營の具體的な存在形態の檢證を、我々は、さしあたつて必要とする。こうした檢證を踏まえた上で豪族經營のもつ論理矛盾を解決しなければならぬのであるが、そのための指標は、當該時代におけるその生産力水準如何にあると考えられる。従つて、ここでも第一と同様、豪族經營における生産過程の在り方・農法・農耕技術等といった經營様式からの研究が必要となるのである。

以上を通じて、我々は、唐宋變革期を境として見られる中國前近代史における研究の分斷狀況を克服し、更に秦漢隋唐期の構造的把握をより豊かに進めるための基礎的作業とも言うべきウクライド論研究の學說整理を、主として漢六朝期について行なつてみた。そこで見出された問題點は、端的に言つて、從來の諸研究がその生産力段階の規定をぬきにして生産關係にのみ主眼を置いたため、生産關係の相互規定的把握・經營からの研究が試みられながら充分な成果を挙げられなかったことである。このような現狀を克服する方法は、農法・生産過程等によつて表現される豪族經營の生産力段階の確定にあると思われる。かく豪族經營の發展段階を規定することにより、それを媒介として、そこに見られた諸生産關係を相互規定的統一的に把握し得るのではないだろうか。ともあれ、豪族の土地所有・經營がそもそも大土地所有・大經營と呼びうるものであったのかどうか、という素朴な問題意識にまでたち返つて究明しないかぎり、研究はこれ以上進展しえないのではないだろうか。最後に大方の批正を仰いで、一應筆を擱くことにする。

註

- ① 「唐末・五代政治史研究への一視點」 一九七三
- ② 「唐末古代終末説をめぐつて——均田制を中心に——」《史潮》第一〇〇號 一九六七
- ③ 「所謂東洋の專制主義と共同體」《一橋論叢》第四七卷三號 一九六二
- ④ 一九六一 東京大學出版會
- ⑤ 川勝義雄・谷川道雄「中國中世史研究における立場と方法」《中國中世史研究》所收 一九七〇 東海大學出版會 川勝義雄「貴族制社會と孫吳政權下の江南」(同上) 同「漢末のレジスタンス運動」《東洋史研究》第二五卷四號 一九六七
- ⑥ 「歴史」第一卷四號 一九四八
- ⑦ 「國家權力の諸段階——歴史學研究會一九五〇年度大會報告」 一九五〇
- ⑧ 「名古屋大學文學部論集」五史學二 一九五三(のち『漢代社會經濟史研究』 一九五四 弘文堂)
- ⑨ 「山梨大學學藝學部研究報告」第四號 一九五三(のち『唐王朝の賤人制度』 一九六六 東洋史研究會)
- ⑩ 「歴史學研究」第二八六號 一九六四
- ⑪ 儒作をあつかったものとして次の論文がある。
影山剛「前漢時代の奴隸制をめぐる一・二の問題の覺書」《福井大學學藝學部紀要》第三部社會科學五 一九五六
天野元之助「漢代豪族の大土地經營私論」《瀧川博士遺曆記念論文集》 一九五七
- ⑫ 漢代における小經營生産様式の共同體に對する自立度の問題

は、次の論文において素描されている。

⑬ 「中國古代史研究覺書」(『史艸』第十二號 一九七二)

⑭ 「後漢末期の襄陽の豪族」(『東洋史研究』第二八卷第四號 一九七〇)

九七〇

⑮ 『東洋史研究』第二九卷四號(上) 第三〇卷第一號(下)

一九七一

⑯ 『東洋史研究』第三一卷第一號 一九七二

⑰ 小山正明『明末清初の大土地所有とくに江南デルタ地帯を中心にして』(『史學雜誌』第六六編第十二號、第六七編第一號 一九五八)

一九五八

丹喬二「宋代の地主『奴僕』關係」(『東洋學報』第五三卷第三・四號 一九七二)

一九七二

「東洋史研究」バックナンバー

第二十四卷第四號	※ 八〇〇圓	第二十八卷第二・三號	八〇〇圓	第三十卷第四號	八〇〇圓
第二十六卷第四號	八〇〇圓	第二十八卷第四號	八〇〇圓	第三十一卷第一號	六〇〇圓
第二十七卷第一號	六〇〇圓	第二十九卷第一號	六〇〇圓	第三十一卷第二号	六〇〇圓
第二十七卷第二號	六〇〇圓	第二十九卷第二・三號	八〇〇圓	第三十一卷第三號	六〇〇圓
第二十七卷第三號	六〇〇圓	第二十九卷第四號	八〇〇圓	第三十一卷第四號	六〇〇圓
第二十七卷第四號	※ 八〇〇圓	第三十卷第一號	※ 八〇〇圓	總目録	一〇〇〇圓
第二十八卷第一號	※ 六〇〇圓	第三十卷第二・三號	※ 六〇〇圓	(※ 殘部僅少)	

京都市左京區吉田本町

京都大學文學部内

東洋史研究会

振替 京都 三七二八番